Q&A通信

こんな時 どうしよう？
こんな時 どうなる？

1 パート収入が106万円以上になると

16年10月号

厚生労働省のＨＰを見たら平成28年10月から厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がるとのことですが、どんな人が対象になるのですか？

以下の条件をすべて満たす人

①週20時間以上／②賃金月額8.8万円以上(年収106万円以上)／③勤務期間1年以上／④従業員数501人以上の企業(被保険者数)／⑤学生は除く

が厚生年金保険・健康保険の加入対象になります。厚生労働省のＨＰに対象者を以下のチャートで確認できるようにしてありました。

Ｑ１　以下の項目のうち、いずれか１つでも該当しますか？

- ☐ **年金や医療保険の保険料を自身の給与から天引きされている。**
- ☐ **現在、学生である。**（夜間、定時制の方は除きます）
- ☐ **雇用期間が１年未満の予定。**（更新の可能性がある方は除きます）
- ☐ **現在、75歳以上である。**
- ☐ **勤め先の会社の従業員数（正社員など）は、500人以下である*。**

＊正社員の方など、すでに社会保険の対象となっている従業員の数でお答えください。
当てはまるかどうか不明の場合は、勤め先の会社にお尋ねください。

YES → 新たに厚生年金保険や健康保険に加入する方ではありません

NO ↓

Ｑ２　１週間あたりの決まった労働時間は20時間以上ですか？

※残業時間は含めません。あらかじめ働くことが決まっている労働時間（所定労働時間）をご確認ください。

※なお、雇用保険に加入している方は「**YES**」へお進みください。

NO → 新たに厚生年金保険や健康保険に加入する方ではありません

YES ↓

Ｑ３　１か月あたりの決まった賃金は88,000円以上ですか？

※賞与、残業代、通勤手当などは含めません。
あらかじめ決まっている賃金（所定内賃金）をご確認ください。

※契約書等で不明な場合は、例えば
「時間給×**Ｑ２**でみた労働時間×52週÷12か月」で計算します。

NO → 新たに厚生年金保険や健康保険に加入する方ではありません

YES ↓

厚生年金保険・健康保険の加入対象になる可能性があります

※70歳から75歳未満の人は健康保険の加入対象になる可能性があります

Q&A通信 こんな時どうしよう？ こんな時どうなる？

2 パート収入が106万円以上になると

16年10月号

条件を満たした人が新たに厚生年金保険と健康保険に加入するとどんなメリットがあるのですか？

厚生労働省のＨＰは以下の４つ

①将来もらえる年金が増えます／②「障害厚生年金」がもらえます／③医療保険(康保険)の給付も充実します／④会社もあなたの保険料を支払います。がメリットとのことです。

ＨＰには厚生年金に加入することで年金額が増える①のメリットを以下の図で説明しています

モデルケース（月収88,000円）	保険料	増える年金額（目安）
40年間加入	月額8,000円／年額96,000円	月額19,300円／年額231,500円 × 終身
20年間加入	月額8,000円／年額96,000円	月額 9,700円／年額115,800円 × 終身
１年間加入	月額8,000円／年額96,000円	月額 500円／年額5,800円 × 終身

＜保険料と年金額のモデルケース（40年間加入）＞ ※金額は月額

国民年金の保険料は、平成28年4月～平成29年3月までは16,260円

基礎年金の受給額は、平成28年4月分からの年額780,100円(月額65,000円)

パート収入が106万円以上になると

メリット②の障害厚生年金の内容は？

厚生年金保険に加入中に万一、障害がある状態になり、日常生活を送ることが困難になった場合に「障害基礎年金」と「障害厚生年金」を受給できます。

①１級障害状態の場合の年金額は

- 報酬比例部分の年金額　×1.25
- 加給年金額(224,500円)
- 子の加算額　●１人目・２人目まで各224,500円　●３人目から各74,800円
- 障害基礎年金額(780,100円×1.25)

②２級障害状態の場合の年金額は

- 報酬比例部分の年金額
- 加給年金額(224,500円)
- 子の加算額　●１人目・２人目まで各224,500円　●３人目から各74,800円
- 障害基礎年金額(780,100円)

③３級障害状態の場合の年金額は

- 報酬比例部分の年金額　最低でも585,100円の年金が保証される

・厚生年金に加入すると「網」部分の年金額が増えます。
・国民年金加入だけだと３級の障害状態になった場合には障害年金を受給できません。

Q&A通信
こんな時どうしよう？
こんな時どうなる？

4 パート収入が106万円以上になると

16年10月号

メリット③の健康保険は？

■傷病手当金を受給できます。

①給付を受けられる条件

・被保険者本人のみです。扶養者は受給できません。

・被保険者本人が病気・ケガをしてその治療のために会社を休み仕事をすることが出来ない。

・会社が治療のために休んでいる間の賃金を支給しない。

・４日以上仕事が出来ず、休んでいる。

②受給金額

・休んだ日、１日につき標準報酬月額の30分の１（10円未満は四捨五入）の3分の２を受給できます。

標準報酬月額の 1/30

傷病手当金

標準報酬月額1/30の3分の2

・健康保険に加入していると女性の場合は出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の３分の２を受給できます。

11月号では今回の改正内容と配偶者控除との損得関係を説明します。

引用・参考資料：「厚生労働省ホームページ」より